

危険なブロック塀などの撤去を補助

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

☎ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

地震発生時の人身事故防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用を補助します。

◆対象事業費

以下の要件を全て満たすブロック塀の撤去に要する費用(ブロック塀には、レンガ塀や看板などの工作物も含む)

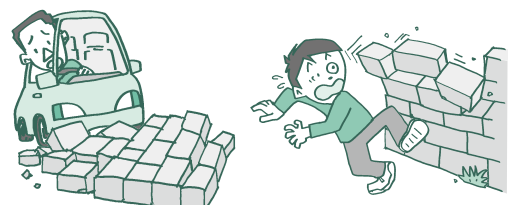
- 通学路などに面している
- 道路面からの高さが80センチ以上
- ブロック塀自体の高さが60センチ以上
- ヒビやぐらつき、傾きがあるなど、危険な状態

※町が現地調査を行い、要件を満たすか判断します。まずは電話でご相談ください。

◆補助金額

10分の10の額(上限20万円または1.2万円×ブロック塀の延長(メートル)のいずれか低い方の額)

◆申請期限 10月31日(休)



生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

◆対象事業費

以下の要件をすべて満たす生垣の設置に要する費用

- 植栽場所が公衆用道路に面している
- 植栽場所の長さが5メートル以上
- 外部から眺望できる高さが70センチ以上
- 植栽間隔が1メートル当たり2本以上

◆補助金額

3分の1以内(上限5万円)

雨水浸透枡・雨水タンクの設置費用の一部を補助

☎ 環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

雨水浸透枡設置費補助金

雨水浸透枡を設置することで、雨水を地中に浸透させて冠水などの都市型災害を軽減するとともに、地下水の保全と涵養ができます。

◆対象者

- 雨水浸透枡を設置する住宅などがある町内の土地を所有し使用する人(設置前に申請が必要)
- 雨水浸透枡が設置された新築住宅を購入した人(購入後すぐに申請が必要)

◆対象枡

雨どいに接続された雨水浸透枡のうち、雨水浸透枡標準布設構造図以上の規格のもの。(雨水以外が流入する枡は補助対象外)
※詳しくは、お問い合わせください。

◆補助金額

1基当たり1万6千円(上限：4基・6万4千円)



雨水タンク設置費補助金

雨水タンクを設置することで、貯まった雨水を庭の水まきや洗車などに利用することができ、水道水の節水につながります。

◆対象者

町内に住宅用家屋を所有し居住する、一定の要件に当てはまる人

◆対象タンク

雨どいに接続された有効貯水量50リットル以上で散水ができ、5年以上使用ができる構造のタンクのうち、本年度内に購入・設置したもの。

◆補助金額

購入額の2分の1(千円未満切り捨て)

- 200リットル未満のタンク
上限2万4千円
- 200リットル以上のタンク
上限3万5千円



菊陽南小学校区へ定住する子育て世帯を支援

定住促進補助金制度をご利用ください

☎ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

菊陽南小学校区活性化のため、対象地区内に定住する子育て世帯に、住宅の新築などや転入・転居、出生児の養育にかかる費用の一部を補助します。

◆申請期限 令和11年3月末

◆対象地区 菊陽南小学校区

(井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

◆補助要件(抜粋)

- 対象地区内に3年以上居住すること
- 小学生以下の扶養親族や妊娠中の親族と同居すること など

◆申請方法

住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日などから6カ月以内に必要書類を提出する。

対象者	条件	補助金額
①住宅を新築または新規購入する人	住宅の新築・購入	100万円
	中古住宅を購入	50万円
②リフォームなどを行った住宅に転入や転居する人	リフォーム住宅に転入(転居)	リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)
③①②以外の転入や転居する人	①②以外の転入(転居)	小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
④対象地区内の人が出産した出生児の養育者	対象地区内の人が出産	出生児1人当たり10万円

※既に居住している住宅の建て替えやリフォームは対象外です。

※①②の場合、小学生以下の扶養親族1人当たり20万円の加算があります。

※①②の交付申請時に妊娠していた子を出産し、④の対象者として申請する場合は、出生児1人当たり20万円を補助します。

耐震改修などの費用の一部を補助

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

☎ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

平成28年熊本地震で被災した住宅や、新耐震基準を満たさない住宅の耐震改修、建て替えなどに要する費用の一部を補助します。

◆対象建築物

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定された建築物で、以下の要件を全て満たすもの。

- 昭和56年5月31日以前に着工または平成28年熊本地震で被災している
- 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法(木造)で建てられた戸建て住宅で、現に居住中である
- 3階建て以下
- 所有者が町税を滞納していない

※対象事業の種類によって、上記以外の要件があります。また、町が対象と判定する前に設

計契約や工事契約を結んだ場合、補助金を交付できない場合があります。まずは電話でご相談ください。

◆対象事業・補助金額

①改修設計・改修工事

耐震改修工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)

②建て替え設計・建て替え工事

建て替え工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)

上記①②の他、耐震設計費用のみを補助する事業や、自己負担5,500円で耐震診断が受けられる事業などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

◆申請期間 4月8日(月)～8月30日(金)

